

別表第1（第3条関連 補助金の種類等）

補助金の種類	補助金交付目的	補助事業者	補助対象経費	補助率	一事業当たり 交付限度額	補助 交付額
オーベルジュ 誘致推進	オーベルジュ誘 致の推進を図 る。	整備するオーベル ジュが別表第2の要 件を満たすもの	ア 土地造成経費 イ 施設の建設経費（設計費を含む） ウ 既存施設の取得経費 エ 既存施設の改修経費（設計費を含む） オ 設備等の取得経費 カ 設備等の移設経費	25%	2億5千万円	別表第3 のとおり

別表第2（第3条関連 補助要件）

区分	要件1	要件2	要件3
オーベルジュ誘致推進	○下記を満たすこと 世界的に評価の高いシェフが料理を 提供するレストランを有すること	○下記を満たすこと 40㎡/室以上の客室を有すること	○下記を満たすこと Wi-Fiや多言語表示、キャッ シュレス対応など、国内外からの観 光客の受入環境を有すること

別表第3（第3条関連 補助交付額）

補助金の種類	補助対象経費区分	補助交付額
オーベルジュ誘致推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地造成経費 ・ 施設の建設経費 ・ 既存施設の取得経費 ・ 既存施設の改修経費 ・ 設備等の取得経費 ・ 設備等の移設経費 	<p>事業着手日から事業完了日までに取得した資産および設備等の移設に要した経費の合計額に別表第3の補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）と、交付限度額のうちいずれか低い額。</p>

別表第4（第11条関連 交付申請期限等）

補助金の種類	補助対象経費の区分	交付申請書兼実績報告書の提出期限	提出書類
オーベルジュ誘致推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地造成経費 ・ 施設の建設経費 ・ 既存施設の取得経費 ・ 既存施設の改修経費 ・ 設備等の取得経費 ・ 設備等の移設に要する経費 	<p>事業完了の日から1か月を経過した日。ただし、事業完了日の大幅な変更や設備投資額の大幅な増減がある場合等は知事は別に定めることができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第9号） 2 オーベルジュ整備実績書（様式第10号） 3 土地の造成に要する経費を証する書類 4 施設の建設に要する経費を証する書類 5 設備等の移設に要する経費を証する書類 6 土地建物取得契約書または土地建物賃貸借契約書の写し 7 その他知事が必要と認める書類

別表第5（第13条関連 財産処分制限期間）

財産の種類	処分制限期間
<p>土地 建物 償却資産</p>	<p>1 処分制限期間については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）」を準用する。</p> <p>2 財産処分承認基準については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16.06.10会課第5号経済産業省大臣官房会計課通達）」を準用する。</p>